

公募を実施する審議会等

No.	審議会等の名称	募集 人数	審議会等の概要	選 考（上段：応募条件等、下段：選考方法）	開催 回数	任 期	問い合わせ先
1	島根県 男女共同参画審議会	2人	<p>島根県男女共同参画審議会は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策等について、島根県男女共同参画推進条例第22条に基づき幅広く意見をいただくため設置した附属機関であり、産業・労働、教育、保健医療、法律関係、行政関係等分野の委員、公募で選ばれた委員から構成しています。</p>	<p>①島根県内に住所を有する満18歳以上の方（令和4年6月1日現在） ②男女共同参画に関心を持ち、審議会（年2回程度、平日開催）に出席できる方 ※ただし、国・地方公共団体の議員及び職員は応募できません。</p> <hr/> <p>政策企画局に設置する選考委員会（外部委員を含む）で選考 ①第一次選考（書類審査） テーマに基づき、小論文（800字以内）を提出いただいて、これらを基に選考の上、応募者本人にお知らせします。 小論文テーマ：男女共同参画社会の実現に向けて私たちが取り組むべきこと ②第二次選考（面接選考） 第一次選考通過者を対象に面接を行いません。 ※面接選考の結果に基づき総合的に選考します。</p>	年2回 程度	R4.6.1 ～ R6.5.31	女性活躍推進課 男女共同参画グループ TEL:0852-22-6153 FAX:0852-22-6155 E-mail: josei- katsuyaku@pref.shimane.lg.jp
2	島根県国民健康保険 運営協議会	1人	<p>国民健康保険の運営に関する重要事項を審議するため、知事の附属機関として設置された協議会です。県民の皆様の意見を反映するため、国民健康保険の運営に関心のある方のご応募をお待ちしています。</p> <p>委員の役割：年3回程度開催（松江市内、平日）する協議会に出席し、知事の諮問に応じ、島根県の国民健康保険事業の運営に関する重要事項について審議していただきます。</p>	<p>◆応募資格：次の要件の全てに該当する方 ① 島根県内に住所を有する満20歳以上の方で、かつ国民健康保険に加入している方 ② 年3回程度、松江市内で開催する平日昼間の会議に出席できること ③ 国・地方公共団体の議員、職員でないこと ◆応募方法：応募申込書に必要事項を記入の上、以下の事項をテーマとした作文（800字程度）を添えて応募してください。（提出された応募用紙は返却しません。） ◆作文の様式：任意（原稿用紙に手書きされたものや、ワープロで印字されたもので可）とします。 ◆作文のテーマ：「国民健康保険に思うこと」 （あなたが国民健康保険に加入しているなかで、日頃思うことを自由に記載してください。例：保険料の水準、医療費の適正化、特定健診・特定保健指導についてなど）</p> <hr/> <p>作文を基に選考を行い、必要に応じて面接を行います。</p>	年3回 程度	委嘱した日 ～ R6.3.31	健康推進課 医療保険グループ TEL:0852-22-5624 FAX:0852-22-6328 E-mail: kokuho- kokikorei@pref.shimane.lg.jp

公募を実施する審議会等

No.	審議会等の名称	募集 人数	審議会等の概要	選 考（上段：応募条件等、下段：選考方法）	開催 回数	任 期	問い合わせ先
3	島根県 障がい者施策審議会	1人	<p>障害者基本法に基づく障害者計画や障害者総合支援法に基づく障害福祉計画に関して、施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議することを目的として、障害者基本法第34条に基づき設置しているものです。 ※県内の障がい者の支援体制に関する課題等について協議する「島根県障がい者自立支援協議会」と一体的に開催します。</p>	<p>① 島根県内に住所を有する満20歳以上(令和3年3月16日現在)の方 ② 島根県の障がい者施策に関心をお持ちの方、障がい者及び障がい者の福祉に関する事業に従事する方 ③ 審議会（松江市内で平日に2時間程度開催）に出席できる方 ④ 応募にあたり、「今日の障がい者施策について思うこと」をテーマとした小論文（800字以内）を提出いただきます。 ⑤ 国・地方公共団体の議員及び職員、島根県その他の審議会の委員の方は応募できません。</p> <hr/> <p>島根県障がい者施策審議会公募委員選考委員会において、書類審査及び面接を行い、性別、年齢、居住地、活動内容を考慮したうえで、総合的に審査して選考します。</p>	年 1～2回 程度	委嘱した日 ～ R5.3.15	障がい福祉課 計画推進グループ TEL:0852-22-6526 FAX:0852-22-6687 E-mail: syougai@pref.shimane.lg.jp
4	島根県 精神保健福祉審議会	1人	<p>精神保健及び精神障がい者の福祉に関する事項を調査審議するものです。</p>	<p>次の①から③のいずれかに該当する方であって、島根県内に住所を有し、満20歳以上（令和3年4月1日現在）で平日開催の審議会にご出席いただける方 ①精神保健又は精神障がい者の福祉に関し学識経験のある方 ②精神障がい者の医療に関する事業に従事している方 ③精神障がい者の社会復帰の促進又はその自立と社会経済活動への参加の促進を図るための事業に従事している方</p> <hr/> <p>島根県精神保健福祉審議会公募委員選考委員会において、書類選考・面接を行い、性別、年齢、居住地、活動内容を考慮した上で選考します。</p>	年1回 程度	R4.4.1 ～ R7.3.31	障がい福祉課 自立支援医療グループ TEL:0852-22-6321 FAX:0852-22-6687 E-mail: syogai-iryo@pref.shimane.lg.jp
5	島根県立農林大学校 企画運営会議	1人	<p>島根県立農林大学校（以下「農林大学校」という。）が実施する研修教育の企画及び運営にあたって、農林業及び農山村の諸情勢に対し、適切な研修教育の実施を図るため、広く県内各層の意見を聴取するものです。</p>	<p>①県の農林業教育に関心のある県内に在住する満20歳以上で、農林大学校企画運営会議に出席できる方 ※ただし、国及び地方公共団体の議員・職員は応募できません。 ②応募にあたり、『島根県農林業の課題と農林大学校生に期待すること』をテーマとした小論文（400字以上800字以内）を提出していただきます。</p> <hr/> <p>応募者の中から、島根県立農林大学校企画運営会議公募委員選考委員会以小論文など（年齢、お住まいの地域等も考慮して）を参考に総合的に選考します。</p>	年1回 程度	R4.1.23 ～ R6.1.22	農業経営課 技術普及グループ TEL:0852-22-6136 FAX:0852-22-5968 E-mail: nogyo-keiei@pref.shimane.lg.jp